

全国健康保険協会岡山支部と〇〇との

「健活企業」の普及推進活動を通じて健康経営の普及を目指した相互協力・連携に関する覚書（案）

全国健康保険協会岡山支部（以下「甲」という）と〇〇（以下「乙」という）は、甲の加入事業所への「健活企業」の普及推進活動等を通じて、健康経営の普及を目指す取り組みについて協力及び連携することを目的に、次のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲の加入者の健康増進、健康寿命の延伸を実現するため、相互に協力及び連携し、甲の加入事業所への「健活企業」の普及推進活動等により「健活企業宣言」事業所の拡大をはかり、健康経営の普及を図ることを目的とする。

（協力連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項に関して協力及び連携を図る。

なお、実施方法その他具体的な実施内容については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- （1）甲の加入事業所への「健活企業」事業の周知・広報に関すること。
- （2）甲又は乙が関わる「健活企業」事業の普及を目指した取り組みに関すること。
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（配慮義務）

第3条 甲及び乙は、「健活企業」事業の普及推進活動等に協力及び連携する（以下「本協力・連携」という）が、甲の加入者および加入事業所の利益の実現を目的とした公益性の高い取組であることに鑑み、乙は、本協力・連携にあたり、乙の営利を直接の目的とする業務とは明確に区別すること。また、甲が乙の営利目的の事業を推奨していると第三者が誤認することのないよう十分配慮すること。

2. 第1項に反する行為があったと認められる場合は、甲は乙に対して何らの通知催告等なくして本覚書を解除することができる。

（守秘義務・免責等）

第4条 甲及び乙は、秘密情報を秘密として管理するものとし、ならびに他の当事者が有する個人情報を、これを開示した者（以下開示者という）の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。また、本協力・連携の遂行以外の目的で使用してはならない。

2. 乙の責めにより第1項に定める情報の漏洩が生じた場合で、乙と開示者に権利侵害等の問題が発生したとしても、甲は一切の責任を負わないものとする。
3. 前2項の規定は本覚書の有効期限満了後も有効とする。

（覚書の有効期限）

第5条 本覚書の有効期限は、締結日より令和4年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、さらに1年延長されるものとし、その後も同様とする。

（覚書の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本覚書の内容の変更または解除を申し出たときは、協議の上、覚書の変更または解除を行うものとする。

（疑義または紛争の解決方法）

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意を持って協議の上解決する。

2. 甲及び乙は本覚書に関して、訴訟の提起、調停の申立て等の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を、訴額の如何にかかわらず、専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

(賠償責任)

第8条 乙における協力及び連携の遂行に関して、乙が第三者から賠償責任を問われ又は賠償責任等が生じたとしても甲はその責任を一切負わないものとする。

(暴力団等の排除)

第9条 乙は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないことを確約する。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次に掲げる者に該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員との間で社会的な非難の対象となる関係を有している者
2. 乙は、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを誓約する。
- (1) 脅迫的、暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙が第1項又は前項の誓約に違反したときは、甲は、何らの予告をすることなく直ちに本契約の全てを解除することができる。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれの署名の上、各自その1通を有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区本町6-36
全国健康保険協会 岡山支部
支部長 國定 剛

乙

全国健康保険協会岡山支部と〇〇との
「健活企業」の普及推進活動を通じて健康経営の普及を目指した相互協力・連携に関する覚書
別途定めについて

実施に関する具体的な内容

1. 甲の加入事業所への「健活」事業の周知・広報に関すること
(ア) 「健活企業」事業の周知・広報を行う。なお、周知・広報に必要なパンフレット等は甲が提供する。
(イ) 加入事業所より「健活企業宣言」の申出書を受理した場合は、甲へ送付する。
2. 甲又は乙が関わる「健活企業」事業の普及を目指した取り組みに関すること。
(ア) 甲又は乙が関わる「健活企業」事業の普及推進にかかるセミナーなどは相互に協力する。
(イ) 優良法人認定の周知・広報を行う。
3. その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
(ア) 「健康保険委員」の推進を行う。なお申出書を受理した場合は、甲へ送付する。
(イ) 「LINE」「メルマガ」の登録勧奨を行う。

広報物等の作成に関する具体的な内容

1. パンフレット等の広報物作成に関すること
(ア) 乙が作成する「健活企業」の普及推進活動における広報物に、甲の名称や健活企業の名称・ロゴを使用する場合は、作成案を甲に提示し、承諾を得たうえで作成をすること。
2. 広報物に使用するロゴに関すること
(ア) 乙が作成する「健活企業」の普及推進活動における広報物に使用するロゴは、甲が提供する「健活企業ロゴCD」を使用すること。
(イ) 甲のロゴを使用する場合は、別途申請が必要なため事前に連絡すること。
3. 広報物以外への健活企業のロゴの使用について
(ア) 健活企業のロゴは、健活企業宣言を行った事業所様が、健康経営を行っており健活企業認定を受けていることを内外に周知することを目的としたものであるため、「健活企業」の普及推進活動における広報物にのみ使用すること。(名刺等への使用は不可。)